

津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けた考え方について

1 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

(1) 大綱とは

地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。【地教行法】

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。【平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号通知（以下「通知」という。）】

(2) 大綱が対象とする期間

大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が 4 年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年～5 年程度を想定しているものであること。【通知】

2 上位・関連計画の状況

計画名	根拠等	計画期間
総合計画基本構想	津市議会の議決すべき事件を定める条例 非法定計画（関連法 地方自治法）	H20～H29 年度
教育振興ビジョン	法定計画（根拠法 教育基本法）	H25～H29 年度
生涯学習振興計画	非法定計画（関連法 学習の振興のための 施策の推進体制等の整備に関する法律）	H25～H29 年度
文化振興計画	非法定計画	H26～H29 年度
スポーツ振興計画	法定計画（関連法 スポーツ基本法）	H26～H29 年度
教育方針		年度単位